

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 仁風荘こうやまち運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人養和会仁風荘こうやまちが実施する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「本事業」という。）は、要介護者等の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、訪問介護・訪問看護サービス等行う。又、本人やその家族の意向を踏まえ、利用者が24時間365日安心した在宅生活が送れるように支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、その利用者がその居宅において、自立した生活が送れるよう適切なケアマネジメントに基づき、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助、相談、助言等を行う。そのことにより、利用者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持ならびに利用者

と家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2. 利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。

3. 本事業の運営にあたっては、米子市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の居宅介護サービス事業所、その他の福祉、保健、医療を提供する事業所等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 訪問介護仁風荘こうやまち

(2) 所在地 米子市紺屋町104-2

2. 訪問介護仁風荘こうやまち（以下「本事業所」という。）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者	1名 (常勤・兼務)	事業所の管理統括を行う。
サービス提供 責任者	介護福祉士 (常勤・兼務) 1名以上	利用申し込みに係る調整 技術指導等のサービス内容の管理 居宅サービス計画に沿った訪問介護計画 の作成・交付・実施状況の把握
訪問介護員	介護福祉士 (常勤・非常勤) 又は 1・2級課程修了 (常勤・非常勤) いずれか5名以上	訪問介護計画に沿い、利用者の日常生活に 関わる援助を行う。

3. 本事業所の通常の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 24 時間

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第4条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の内容は次のとおりとする。

2. 入浴、排泄、食事の介護等、家事その他の日常生活全般にわたる援助並びに安否確認や相談助言等を行う。居宅サービス計画に沿い、利用者と家族の心身の状況、希望並びにその置かれている環境を踏まえた、定期巡回・随時対応型訪問介護計画を作成する。訪問介護計画に基づく利用者や家族にサービスの提供について説明を行い同意を得る。

(1) 定期巡回サービス

利用者に対し、予め作成された計画に基づき、日常生活上の世話を必要に応じて一日の生活を包括的かつ継続的に支えることにより、利用者のニーズを総合的・経済的に把握します。利用者の心身の状況について介護・看護の視点からの継続的なアセスメントから提供時間の長さやタイミングを判断します。計画は担当のケアマネージャーと共有します。

(2) 随時対応サービス

利用者に対し 24 時間 365 日対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話連絡又は通報等に対応する職員（オペレータ）を配置して利用者又は家族からの通報内容に応じて随時の対応を行います。利用者又は家族からのコールを受けた場合に、利用者の心身の状況等を踏まえコール内容を総合的かつ的確に判断し必要な対応を行う事により在宅生活の安心感を提供します。

(3) 随時訪問サービス

一日複数回の定期訪問に加え、利用者からのコール等を受けた場合に、利用者の心身の状況等を踏まえコール内容を総合的判断し、必要な対応を行うことにより在宅生活の安心感を提供します。ご利用者が独居である場合は協議のうえご自宅の鍵をお預かりし緊急時の対応に備えます。

(4) 訪問看護サービス

医療法人養和会の指定訪問看護ステーション仁風荘と連携することとし、利用者に対するアセスメント、随時対応サービスにあたっての連携体制の確保、介護・医療連携推進会議への参加の他必要な指導助言について協力を得ます。ケアプランセンタ、かかりつけ医等との密接な連携により在宅での看取りにも対応します。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は米子市とする。

(利用料)

第6条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

2. 同条前項に規定する額は、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費

用について、利用者の同意を得なければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 サービス利用にあたっての留意事項は、以下の通りとする。

2. 初回利用については、介護保険被保険者証、介護認定の確認を行う。また再認定についても同様とする。
3. 正当な理由がなく訪問介護サービスの提供を拒んではならない。
4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供が困難と認めた場合は、速やかに居宅介護支援事業所に連絡する。
5. 利用者又は家族が他の事業所に変更を希望した場合、定期巡回・随時対応型訪問介護を中止したいと希望した場合、要介護認定から要支援認定に変更となった場合は速やかに居宅介護支援事業所に連絡する。

(守秘義務)

第8条 職員は業務上知り得た利用者、家族に関する情報について正当な理由なく、漏洩してはならない。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当会議等で利用者の情報を使用する必要がある場合は、予め、利用者その家族に同意を得てその情報を使用する。(予め同意書に署名をいただく)

(緊急時の対応)

第9条 定期巡回・随時対応型訪問介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が発生した時は、主治医並びに予め指定する連絡先に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者にも報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに事業体制を整備する。

2. 本規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、本事業所等関係者の協議により定めるものとする。

(付則)

本規程は、平成24年6月1日から施行する。

令和2年3月1日に改訂する。